# 大宮双輪場のあり方に関する調査検討業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を 契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

#### 1 委託業務名

大宮双輪場のあり方に関する調査検討業務委託

### 2 委託箇所

大宮双輪場/埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4大宮公園内

### 3 委託期間

契約日から令和6年8月31日(土)まで

#### 4 目的

埼玉県(以下、県)では大宮双輪場のあり方について検討している。

本業務は、大宮双輪場の建替えに適用可能な民間活用手法の検討や検討パターン(大宮公園内で建て替えを行う場合、大宮公園外へ移転して新設する場合、廃止する場合など)ごとのライフ・サイクル・コストを算出し、大宮双輪場のあり方の検討を進めることを目的とする。

#### 5 委託業務の内容

以下の項目に係る調査検討等を実施する。

### (1) 計画準備

本業務に着手するにあたり、業務計画書を作成するとともに、監督員と協議のうえ現地調査を行い、検討に必要な現地の状況等を把握するものとする。

## (2) 現状等の整理

検討の基礎資料とするため、発注者より与えられた既存施設資料や先進施設に関する 資料、受注者が保有する資料等、検討に必要となる資料を収集、整理する。

(3) 大宮双輪場の建替えに適用可能な民間資金・ノウハウを活用した手法の検討 民間資金・ノウハウを活用した競輪場再整備手法について、他の競輪場で活用されて いる手法(土地賃貸と包括委託の組み合わせ、DBO方式)やPFI方式、不動産の証 券化を活用する手法など多様な手法のメリット、デメリット等を整理し、大宮双輪場の 建替えに適用可能な手法の検討を進める。

- (4) 検討パターンごとの埼玉県における競輪事業のライフ・サイクル・コストの算出 競輪事業の売上の将来予測を行い、以下の検討パターンごとのライフ・サイクル・コ ストの算出を行う。
  - ア 大宮公園内で県資金による建替え
  - イ 大宮公園内で民間活用・ノウハウを活用した手法による建替え
  - ウ 他の場所に移転し、県資金による建替え
  - エ 他の場所に移転し、民間活用・ノウハウを活用した手法による建替え
  - オ 大宮双輪場を廃止し、西武園競輪場一場での競輪開催

また、算出にあたっては以下の点に留意すること。

- ① 上記ア〜エの建替えを行うパターンは333mバンク、400mバンクそれぞれで建替えた場合の算出を行うこと。
- ② 民間活用(資金・企画等)による建替えについては、(3)大宮双輪場の建替えに適用可能な民間活用手法の検討により、適用可能とした手法で算出すること。適用可能とした手法が複数あれば、複数算出すること。
- ③ 埼玉県の収入(収益)については、上記ア〜エについては大宮双輪場と西武園競輪場の収入(収益)とし、上記オについては、西武園競輪場の収入(収益)とすること。
- (5) 県が実施するサウンディング調査への支援

上記検討を行うにあたり県が別途実施するサウンディング調査について、サウンディング対象者及びサウンディング事項の提案、サウンディングにおける助言を行う。 なお、サウンディング対象者は民間事業者5者程度を想定する。

## (6) 提出物作成

上記までの検討に係る報告書を作成する。報告書は電子メール等により電子データで 提出する。また、業務完了時に以下のとおりDVD-Rで一式を提出する。

- ①調査報告書(概要版)(PowerPoint又はWord形式)
- ②調査報告書 (Word形式)
- ③分析データ (Excel形式)

### (7) その他

- ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- イ 受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を 取れる体制にすること。
- ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

- エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。 また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。
- オ 業務委託実施期間中、業務にかかる疑義が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、協議の上実施すること。

## 6 業務実施上の条件

- (1)貸与資料目録
  - ・県営競輪の収支関係資料
  - ・繰出金、基金の関係資料
  - ・県営競輪の入場者の状況(本場開催、場外開催)
  - 包括民間委託の契約関係資料
  - ・施設概要 (現施設の状況)

## (2) 打ち合わせ回数

4回以上(業務着手前、調査の中間報告(2回)、調査報告書(案)完成時、その他県が必要と認める場合)

## 7 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に 遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に 使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同 様とする。
- (4) 委託業務により得られたデータ等の使用、保存、処分には、委託内容の機密が保持 されるよう細心の注意をもって当たらなければならない。
- (5) 県による検査確認に合格した旨の通知を受けた時点をもって、直ちにすべてのデータをはじめとする調査書類等を破棄・処分するものとし、一切の記録を残してはならない。破棄・処分の際は、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって当たらなければならない。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の適用を受けるものとする。

- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行う ものとする。
- (10) 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を 命じ、あるいは、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (11) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から県に帰属する。
- (12) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県総務部県営競技事務所 企画調整・事業運営担当 電話:048-871-7065